

個人墓地許可申請について（区域指定用）

お墓を新設するためには市長の許可が必要ですので、下記の添付書類を添えて申請してください。

◇設置条件

自己所有地に、自己又は親族のために、おおむね **33 m²以内**（付近に利用できる公営墓地などが無い場所であること）の小規模な墓地を設置する場合。

ただし、**分譲墓地設置を目的とした（切売り）土地を購入しても許可にはなりません。**

◇添付書類

- ①墓地等経営許可申請書
- ②墓地区域の土地の**登記事項証明書と登記所に備え付けの地図の写し** ⇒**法務局で**
- ④墓地の位置を記入し、周囲 100m の範囲を明らかにした縮尺 2500 分の 1 以上の地図
- ⑤墓地区域の**実測平面図と設計図**（簡単なもので、**隣接地と墓地の距離**を記入）

その他

申請地の所有者と申請人がちがう場合

- ⑥使用権の証明ができる書類
- ⑦その他の法律や条例などで手続きが必要な場合は、それが完了したことを証する書類の写し